総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ(第 17 回) 議事要旨

〇日時

令和4年8月17日(水) 16時00分~18時30分

〇場所

オンライン開催

〇出席委員

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、橋本征二委員、道田 悦代委員

Oオブザーバー

西尾 利哉 農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室 室長 小島 裕章 農林水産省林野庁林政部木材利用課 課長 井上 和也 環境省地球環境局地球温暖化対策課長

○事務局

能村 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長 潮 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐 菊野 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課長補佐

〇議題

- (1) バイオマス燃料の持続可能性に係る第三者認証スキームについて
- (2) 認証機関・海外政府ヒアリング
 - ISPO 事務局
 - ・マレーシアパームオイル認証評議会
 - ・ISCC ワーキンググループ
 - 一般社団法人農産資源認証協議会
 - 質疑応答
- (3) ライフサイクルGHGに係る確認手段について

〇議事要旨

(2) 認証機関・海外政府ヒアリングについて

委員

• 各団体の皆様にいくつかご質問したい。ISPO については、農業大臣規則と工業大臣規則についてお伺いしたい。搾油工場は農業大臣規則でカバーされるものなのか、それとも工業大臣規則でカバーされるものなのか。また、ISPO は民間企業と小規模農家が対象となるという話であったが、国有企業は対象外という理解で良いか。また、MSPO についてはバイオマスのトレーサビリティについてお伺いしたい。マレーシア国内のトレーサビリティはボランタリーで構築されているということだが、日本に入ってからのトレーサビリティは日本の業者が MSPO に申請をして認証を取得する手続きになるのかお伺いしたい。ISCO について、認証をグループ単位で行うというご説明があった。これについて、トレーサビリティは各農園まで取れるということでよいか。また、もしどこかの農園で問題が生じた場合、グループ認証全体に影響があるのか特定の農園だけの問題となるのかについてどのように整理できるのかお伺いしたい。

ISP0

- 搾油工場が農業大臣規則と工業大臣規則のいずれでカバーされるものかについては、2014年に定めた規程に記載してある。
- 2014年の規程について、製油工場は農業省の管轄であるが、CPOから下流の製品については工業省の管轄となる。また、国営企業について、現在は ISPOの認証が必要であり、民間企業と同じように申請しなければならない。また、国営企業の農家も一般的な農家と同じように扱われている。

MSP0

• 日本企業は MSPO の CoC バイオマスに認証される必要がある。それにより、搾油工場から出た製品のトレーサビリティが日本側まで確保できる。日本側はエンドユーザーやお客様が各々のサプライヤー、ディーラー、搾油工場に MSPO の CoC バイオマスの認定書類を求める必要がある。トレーサビリティは基本的にディーラーやサプライヤーまでであり、エンドユーザーが発電所の場合、どの工場で使用するかまでは追求しない。

ISCC

- トレーサビリティは各農園までカバーでき、サプライチェーンを通じて有用なポイントで認証を取ることが出来る。最初の gathering point で認証を取得すると、そこに繋がるプランテーションにリンクが出来る。この関係により、すべてのトレーサビリティが確保できる。
- メンバーが集まって認証を取得する最初の部分は、first gathering place である。そこで取得した認証に含まれるプランテーションの一つが ISCC の要件を満足

していなかった場合には、そのプランテーションが準拠するための対策を行う必要がある。その対策を盛り込むことが出来たら、まず内部監査、そして外部監査により準拠していることを確認する形になる。

委員

- ISPO と MSPO からはあまり詳細な話がなかった。事前に頂いた資料について質問を出させていただいたが、どのように対応いただけたのかわからなかったので、 事務局を通じて再度質問したい。
- ISCC からは詳しく説明いただいたがコメントがある。まず、8ページについて、 事前に頂いたドキュメントには一酸化炭素は入っていたが、二酸化炭素が入って いなかったので、これは間違いではないかということと、一酸化炭素は野焼きを しないと発生しないのではないかと質問させていただいた。また、栽培工程と搾 油工程で、揮発性有機化合物や硫黄酸化物は発生しそうにないので、それらの工 程で実際に発生する可能性がある物質を考慮したほうがよいのではと申し上げ た。これについても今後検討いただきたい。

座長

• ISPOとMSPOの詳細な点については、会議終了後に書面でお渡しさせて頂くよう お願いする。

ISCC

• 1点目については、大気汚染物質に二酸化炭素を含んだほうがよいかどうか、同僚に確認する。2点目については、コメントとしていただき、文書改善に役立てる。

委員

• ISCC について、温室効果ガスの算定においてお伺いしたい。1点目は、メタンの 排出量の不確実性が大きく影響が大きいことについて、現場での実態を反映する ような計算をされているか。2点目は、8ページに「ライフサイクルを通じた GHG 排出量は、次のいずれかの方法で報告することができます」とあるが、WG での計 算方法についての検討に対応した計算をしていただけるのか。

ISCC

- 1点目について、メタンの測定は確かに難しいものがある。GHG の計算方法に沿ってメタンガスの測定をしているが、詳細についてはご希望があればメールをいただければ担当者に回答させるがいかがか。
- 2点目について、もちろん必要であれば ISCC からサポートを提供する。 ISCC は GHG について標準的な算出方法を有しているので、何か手伝えることがあれば教えていただきたい。

委員

- MSPO について、二つ質問がある。1点目は、6ページで現在策定すべきとしているトレーサビリティモデルが、パーム油業者/パーム油工場から始まっている点について、農園/農場を起点としない理由を教えていただきたい。2点目は、2020年1月1日からすべてのアブラヤシ農家とパーム油搾油工場に MSPO 認証を義務づけていることについて、認定要件を満たしている農場は現在どの程度であると推計されているか教えていただきたい。
- 一般社団法人農産資源認証協議会について、現在、認定機関による認定スキームを整備しているというご説明があったが、進捗状況を教えていただければと思う。

一般社団法人農産資源認証協議会

今年の3月にJABに対して、認定スキームの立ち上げをお願いしている。まずは、JABが一般社団法人農産資源認証協議会に対して調査研究報告書を作成している。調査研究の実施項目としては、スキームオーナーとしての適格性の評価、認定スキームの立ち上げの経済的合理性についての評価、新規認定スキームに必要な資源の有無についての評価等が挙げられる。終了時期として、秋口を期待している。

MSP0

- 1点目について、基準上は工場からトレーサビリティが始まっているが、実際には農園/農場側も提供時にトレーサビリティを確保しなければいけない。
- 2点目について、現時点では MSPO の古い基準を満たしているプランテーションは 96%であり、搾油工場や施設は 97%になっている。新規の MSPO 基準の導入に際しては、7月開始から 1年間の猶予期間を設けており、その間は古い MSPO 基準に基づいて審査を受けても良い。2024年の7月には 100%を達成できると見込んでいる。

委員

- ISPO について、13 ページで新規開発に関して、「天然林と泥炭地帯を開拓しないことを示す書類が入手可能であること」と書かれている。具体的にカットオフの年月は決めないが、実質的にはこのような形で炭素蓄積の高い土地、生物多様性が豊富な土地についてはきちんと管理されているという解釈が可能か。
- MSPO に関しても、2019 年 12 月 31 日という期限が出ていたが、日本が仮に明確に期限を求めた場合、MSPO を満たしていてより開発が古いものについて、選択的に区別することも技術的には可能か。

ISP0

• 新規農園の開発に際しては、地方自治体の許可が必要である。また、原生林、保護林、泥炭地からの開発は認められない。

MSP0

マレーシアでパーム油に関係する組織には、MPOC と MPOB の二つあり、マレーシアの全農家の農作地のデータを有している。日本側から農園の起算日についての希望がある場合、MPOB を含めて協議し、新しいスキームを作って対応することは可能と考えている。

座長

- より詳細な点について追加的なご質問があれば、事務局を通じて書面でお尋ねしたい。ヒアリングについては以上とさせていただく。
- (3) ライフサイクルGHGに係る確認手段について

委員

24ページと 25ページについて、ORC の可能性について記載いただいたが、ORC はかなり高価であり、現場で使用される例は殆どないと考えている。既定値については定める必要はないのではないか。

委員

- 既存認証スキームのメルクマールについて、現時点でどの制度を参考にするかについての強い意向は持っていないが、今後に向けてより多くの参入者が見込めて事業者が取り込みやすくなるような制度の採用が望ましいのではないか。21 ページのご提案のような要求事項の整理において、過不足の部分は各スキームオーナーにご相談しながら整理していくのが妥当。
- 既定値の区分について、24ページに整理いただいたような方向で進めることに違和感はない。その上で、WGで厳しく認証要件について検討を進めてきたパーム油や PKS に比べて、輸入木質バイオマスの持続可能性の確認方法が現状で適切かどうかについて、今後ライフサイクル GHG の検討過程においても改めて確認をお願いしたい。2030年 CO2 46%削減という国際公約の達成のために、バイオマス燃料の最大活用が重要であることは国民としても認識しており、そのための FIT 制度である。サプライチェーンのどこかに大きな負荷をかけているかもしれない状況での拡大には疑問を持っているので、確認をお願いしたい。

委員

- 既存認証スキームについて ISO 基準を採用するというご提案に関しては、持続可能性への対策が行われ、その対策が国際的に認められる必要があることから、賛成する。
- 4ページのWGで新確認スキームを構築する場合、検証機関の選定の問題に加え、 持続可能性のスキームでは、認証されているが実は問題がある場合、不服申し立

てを受け付ける制度が求められている。GHG の計算の部分でも、このような事案が出てくるような場合に、誰がどのように受けるのかも考える必要があるかもしれない。そのあたりも事務局にご検討いただきたい。

委員

- 21 ページに関連して、既存認証スキームのメルクマールの事務局提案については 基本的には賛成である。既定値についてはパターン分けをした上で、要件や確認 事項に漏れがないかを定性的に確認できるのに対し、個別計算値については認証 機関についても ISO14065 を求めて審査の力量があるかを見るものと理解してい る。
- 既定値については、今後の方向性を示していただいていると理解した。25ページ目の全木(SRC以外)とあるが、実態としてはアカシアやユーカリのようなものが入ってきていることを考えると、全木利用も既に行われている場合があり得る。SRCが何を指すのかにもよるが、実態を反映した形で場合分けができればと考えている。
- 昨今の報道を見ると、木質ペレット工場の周辺住民とのトラブルがあるようだ。 合法性ガイドラインでは木そのものの合法性は見ていたかもしれないが、サプラ イチェーンの中での社会的配慮が欠けていたとすると、パーム油ではそのあたり もしっかりと見ていこうとしているため、片手落ちになっている可能性があるの ではないか。

委員

- 25ページの備考(その他適用条件等)で、全木の既定値を適用する場合などは、 森林での炭素ストックが大きく減っていないことを確認することが必要ではない か。
- メルクマールについて大きな意見はないが、21ページ、22ページでは「相当の認定を要求」しているが、この詳細についてはこれから議論することになるのか。

座長

• 24ページ、25ページにおいて、これまでのエネ庁の別の委員会で提示された資料では、加工過程を含めた燃料種で、どういった電源、熱源、排出係数のものなのかがライフサイクル GHG の中で大きな割合を占めるという資料が出されていた。バイオマス種を細かく分けていただいているが、少なくとも一般的な燃料種のライフサイクルを考える際に、その部分が無視できるものなのか、大きさが違うのでデフォルト値が設定できないのか、この原案をベースにしつつ、性格付けをもう少し丁寧に見る必要があるのではないか。

事務局

本日頂いた意見を踏まえて詳細を検討していきたい。

- ORC については、委員のご指摘の通りである。ORC の既定値が必要なのかどうかに ついても判断が必要である。EU の例で同じような置き方をしているので本日の資 料には記載したが、この点も引き続きご議論いただきたい。
- 既定値の議論は事務局としてしっかりとやっていきたい。
- 委員からご指摘頂いた不服申し立てについて、ISO17021 や ISO17065 や、他国の 例も踏まえながら検討していく。
- 委員から頂いた SRC について、実際にどこまで見ていくか議論していく。
- 委員から頂いた「相当」については、対象を ISO17065 とするのであれば製品プロセスに限ることになるが、他国の例でも ISO17065 or ISO17021 という形でいずれかを要求しているケースである。こういったところを含めて幅をどのように考えていくのか議論していきたい。
- 座長から頂いた既定値の加工工程について、パーム油・PKS については PKS を燃料として使用することが一般的であり、化石燃料の使用は殆ど考えておらず、大きなマスを占めるところではないと考えている。木質チップについても、破砕工程においてはバイオマスを利用する可能性もあるので、こういったところも踏まえて実態を確認して既定値を策定していきたい。

座長

• 事務局では本日の議論を次回以降の WG での検討に繋げるよう準備いただければと 思う。

(その他)

事務局

• 次回の WG については日程が決まり次第、経済産業省のホームページにて公表する。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話: 03-3501-4031 FAX: 03-3501-1365